

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている方へ マイナンバーカードと保険証の一体化についてのお知らせ

マイナンバーカードに関する法律の改正により令和6年12月2日(月)より保険証の交付が廃止されます。

現在、マイナンバーカードを作成していない方やマイナンバーカードに保険証の情報を登録していない方でも保険証に代わる措置があります。

■国民健康保険に加入している方

お手元にある保険証は有効期限が切れるまで使用できます。

令和6年12月1日(日)までに有効期限が切れる方

- ・75歳になる方
後期高齢者医療制度の保険証を送付します（令和7年7月31日(木)まで使えます）。
- ・70歳になる方
誕生月翌月の1日（1日が誕生日の方は誕生月）から使用する負担割合などが記載された国民健康保険の保険証を送付します（令和7年7月31日(木)まで使えます）。

令和6年12月2日(月)以降に有効期限が切れる方

- ・マイナンバーカードを作成していない方およびマイナンバーカードに保険証情報を登録していない方には、保険証の代わりとなる「資格確認書」を送付します。
- ・マイナンバーカードに保険証情報を登録済みの方には、負担割合などのご本人の保険内容が記載された「資格情報のお知らせ」を送付します。内容をご確認の上、マイナンバーカードを保険証として使用してください。

※紛失などで再交付が必要な場合は下記「再交付について」をご覧ください。また、新規に国民健康保険に加入した場合や転居または転出などで保険証の変更があった場合も再交付と同じ取り扱いをします。

■後期高齢者医療制度に加入している方

お手元にある保険証は有効期限が切れるまで使用できます。

※紛失などで再交付が必要な場合は下記「再交付について」をご覧ください。また、新規に後期高齢者医療制度に加入した場合や転居または転出などで保険証の変更があった場合も再交付と同じ取り扱いをします。

■再交付について

令和6年12月1日(日)まで

保険証を再交付します（令和7年7月31日(木)まで使えます）。

令和6年12月2日(月)以降

- ・マイナンバーカードを作成していない方およびマイナンバーカードに保険証情報を登録していない方には、保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。
- ・マイナンバーカードに保険証情報を登録済みの方は、マイナンバーカードを保険証として使用してください。

マイナンバーカードの申請は役場窓口、オンライン、郵送にて、マイナンバーカードの保険証情報登録は、役場窓口、医療機関や薬局、マイナポータル、セブン銀行のATMで行うことができます。

問合せ 健康福祉課国保グループ ☎ 29 7072